

施策体系番号

3-1

# 就学前児童の 教育・保育の充実

## 目標(めざす姿)

次代を担う全ての子どもたちに豊かな育ちと学びが保障されて、子どもたちの笑顔があふれるまちを目指します。

## 現状・課題

1 近年、国全体として少子化が急速に進んでいる中、就労形態の多様化など、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきており、就学前児童人口は減少傾向にあるものの、潜在的待機児童<sup>59</sup>（利用保留児童）は増加傾向にあり、就学前の教育・保育に対するニーズは多様化してきています。

そのような中、国において、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向け、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度<sup>60</sup>」（以下、「新制度」という。）が始まり、認定こども園<sup>61</sup>の普及や地域型保育事業の創設などにより、子育てしやすい環境を整備していく取組が進められています。

2 本市においても、新制度の趣旨の下、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に総合的・計画的に取り組んでいます。特に、子育て支援を重点施策の一つに位置付け、民間事業者との連携・協力の下、潜在的待機児童の解消に向けて、小規模保育事業所の新設や私立幼稚園の認定こども園への移行促進など、積極的な受入枠の拡大を図っています。また、平成31（2019）年4月には「高槻子ども未来館」を開館し、子育て支援の新たな

拠点施設として、病児保育や休日・一時預かり保育など、多様化する保育ニーズへの対応に努めています。さらに、国に先駆けて平成30（2018）年度から5歳児の幼児教育の無償化を実施し、保護者の負担軽減と質の高い教育を受けることができる環境づくりに取り組んできました。

引き続き、令和2（2020）年度を始期とする「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の量の見込みを的確に把握し、より良い教育・保育環境の整備に取り組んでいく必要があります。

3 保育需要への対応として受け皿拡大を進めるに当たり、民間の力を活用することにより迅速に対応する中で、本市の民間施設と公立施設に通う就学前児童の割合は既に7:3となっています。さらに、新制度開始以降、小規模保育事業や企業主導型保育事業など、新たな種類の事業が開始されたことや、それに伴う新規事業者の参入などの状況から、公的役割として、民間施設における教育・保育の担い手育成に取り組んでいく必要があります。

4 「子ども・子育て支援法」の改正により、令

<sup>59</sup> 潜在的待機児童：認可保育施設に入所できなかった子どものうち、認可外保育施設に通ったり、特定の園を希望していたなどの理由で、待機児童数から除外された子ども。

<sup>60</sup> 子ども・子育て支援新制度：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。

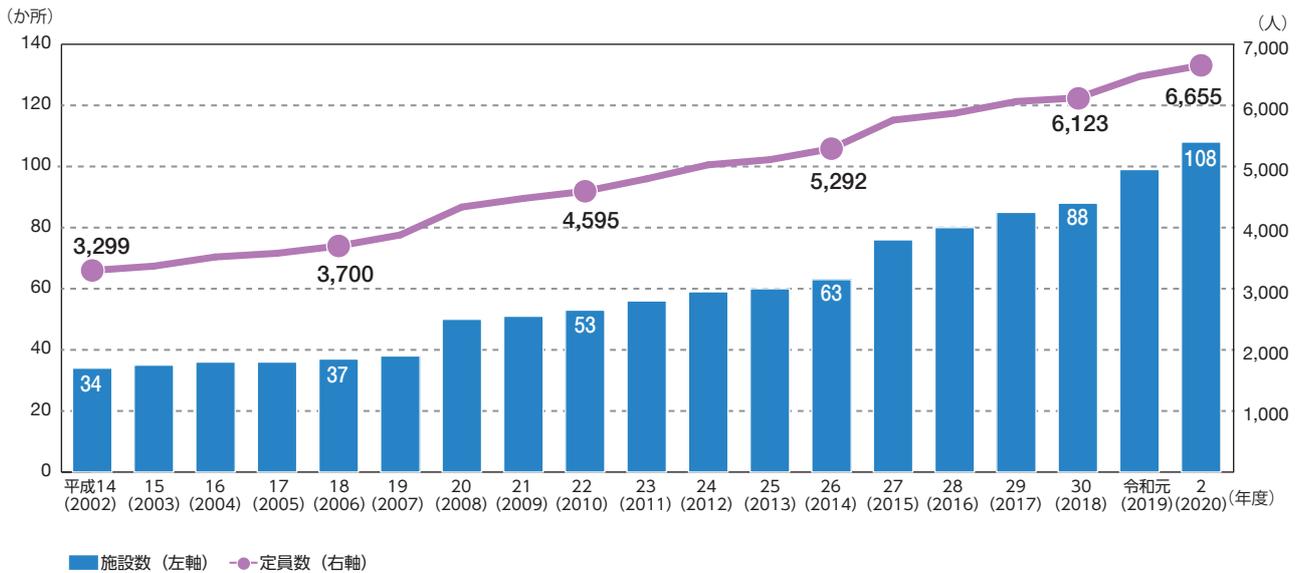
<sup>61</sup> 認定こども園：保護者の就労の有無などに関わらず、就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設。

和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用料が無償となりました。

無償化の実施により、保育ニーズの更なる増加

が想定されることから、受入枠の拡大と認可外保育施設等を含めた保育の質の向上に取り組む必要があります。加えて、市民や事業者に対し、丁寧な周知を図るとともに、教育・保育の量的拡大と質の向上とを合わせた更なる施策展開が求められます。

高槻市における保育施設の開設数・整備状況の推移



## 施策の方向

### ① 教育・保育の充実

公立保育所・幼稚園は認定こども園へ移行するとともに、3・4・5歳児による異年齢児学級保育を実施し、発達に応じた教育環境の更なる充実を図ります。

教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保として、公立と民間との適切な役割分担や連携充実を図るとともに、市全体の教育・保育の質の確保と向上に向けて、民間施設の職員も対象にした研修の充実を図ります。

### ② 教育・保育の環境整備

市全体の受入枠の状況や幼児教育・保育の無償化等による変化を見定めながら、量の見込みを的確に把握し、受け皿の確保に取り組みます。

また、多様な保育ニーズに対応するため、病児保育や休日・一時預かり保育などの取組を進めます。

## 主な本市の関連計画

子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画

### ▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
厚生労働省報告基準の待機児童 <sup>62</sup> 数	0人 (令和元年度)	0人

<sup>62</sup> 待機児童：保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業の利用申込みがされているが、利用していない児童。

施策体系番号

## 3-2

## 子ども・子育て支援の充実

## 目標(めざす姿)

全ての子どもの健やかな育ちのため、子育て家庭の不安感や負担感が解消され、安心して子どもを産み、育てられる環境が整ったまちを目指します。

## 現状・課題

1 近年、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している中で、市民ニーズも多様化してきています。

これまで本市では、子育て支援策の充実を重要施策と位置付け、積極的に取り組んできました。その一環として、子ども医療費助成について、所得制限の撤廃と対象年齢の引上げにより、制度拡充を図り、子育てに係る負担軽減に努めています。また、新たな子育て支援拠点として平成 31 (2019) 年 4 月に開館した「高槻子ども未来館」に、子どもに特化した「子ども保健センター」を

新たに設置し、乳幼児健診や教室等、母子保健サービスの提供体制の充実に取り組んできたところです。

引き続き、令和 2 (2020) 年度を始期とする「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、放課後児童健全育成事業(学童保育)や子育て支援センター、つどいの広場などの地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業に取り組むことで、市民ニーズを踏まえ、適切にサービス提供を行う体制を構築し、安心感を持って子育てができるよう、総合的な子育て支援施策を推進する必要があります。

高槻市における地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数の推移



2 学童保育については、就学児童数の減少が見込まれる一方、利用希望者は増加傾向にあり、中心市街地など一部地域で生じる待機児童の解消のため、民間学童保育室の更なる設置促進などに取り組むとともに、小学校4年生以上の高学年児童の受入れについて検討する必要があります。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、本市の実情に合った学童保育と放課後子ども教室との連携の在り方など、放課後の子どもの居場所について検討する必要があります。

3 母子保健の分野では、平成28（2016）年度から「子育て世代包括支援センター事業」を開始し、先進的に取り組んできましたが、経済困窮、DV<sup>63</sup>などの複合的な課題を抱える特定妊婦が社会問題となっており、医療機関や福祉部門等との連携に加え、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援が重要になっています。また、育児の孤立化が全国的な課題となる中、本市では妊産婦の育児に係る悩み事に支援員が相談に応じる産前・産後ママサポート事業を実施していますが、加えて「産後うつ」等へのメンタルヘルス対策として産後ケアの重要性が高まっています。



<高槻子ども未来館>

新たな就学前児童の拠点として、病児保育、休日・一時預かりを行う「高槻認定こども園」（1階）、乳幼児健診などを行う「子ども保健センター」（2階）、子育て支援人材への専門的な研修を行う施設（3階）で構成

4 児童虐待への対応については、児童家庭相談件数の増加や、多様化、複雑化する相談内容に対して、職員の資質向上や必要な体制の充実を図るとともに、関係機関や自治体間の連携をより一層強化する必要があります。特に、児童虐待通告に対しては、安全確認を含めた迅速な対応に加え、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、地域社会全体での児童虐待防止を推進するため、更なる周知に取り組むことが必要です。

5 発達に課題のある児童に対する療育の質を確保するため、サービス提供事業所への研修等を実施するとともに、関係機関との連携による切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。さらに、医療的ケア児<sup>64</sup>に対する支援や相談体制の整備を図る必要があります。

<sup>63</sup> DV：Domestic Violence の略で、家庭内暴力とも呼ばれ、家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のこと。近年 DV と似た構造の恋人同士の暴力行為をデートDVとも呼ぶ。

<sup>64</sup> 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。

## 施策の方向

### ① 子ども・子育て支援の推進

地域子ども・子育て支援事業については、民間を活用した学童保育の受入枠の拡大を図るなど、市民ニーズを踏まえた各種事業の提供体制の構築に努めるとともに、地域の核となる子育て支援拠点施設のネットワーク強化を図るなど、地域全体の子育て力の向上に取り組み、子ども・子育て支援を総合的に推進します。

### ② 母子保健サービスの充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、地域における子育て支援の充実を図るため、地域の関係団体や地域子育て支援拠点等とのネットワークを強化し、多機関・多職種による支援の充実に努めます。

### ③ 児童虐待防止への取組の強化

要保護児童等への適切な支援を図るため、児童虐待等防止連絡会議に参画する関係機関等との連携により、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

### ④ 障がい児支援の充実

保健、福祉、医療等の関係機関において、発達に課題のある児童の早期発見に努め、必要な支援を早期に開始するとともに、更なる連携強化に取り組み、切れ目のない一貫した支援を行います。

## 主な本市の関連計画

子ども・子育て支援事業計画、障がい児福祉計画、障がい者基本計画

### ▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数	125,274 人 (令和元年度)	152,000 人

施策体系番号

# 3-3

## 学校教育の充実

### 目標(めざす姿)

子どもがこれからの時代をたくましく生きていくために必要な力を、確実に育む学校教育の実現を目指します。

### 現状・課題

1 平成29(2017)年3月に改訂された学習指導要領では、子どもたちの知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、全ての教科等について、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進していくことなどが示されました。

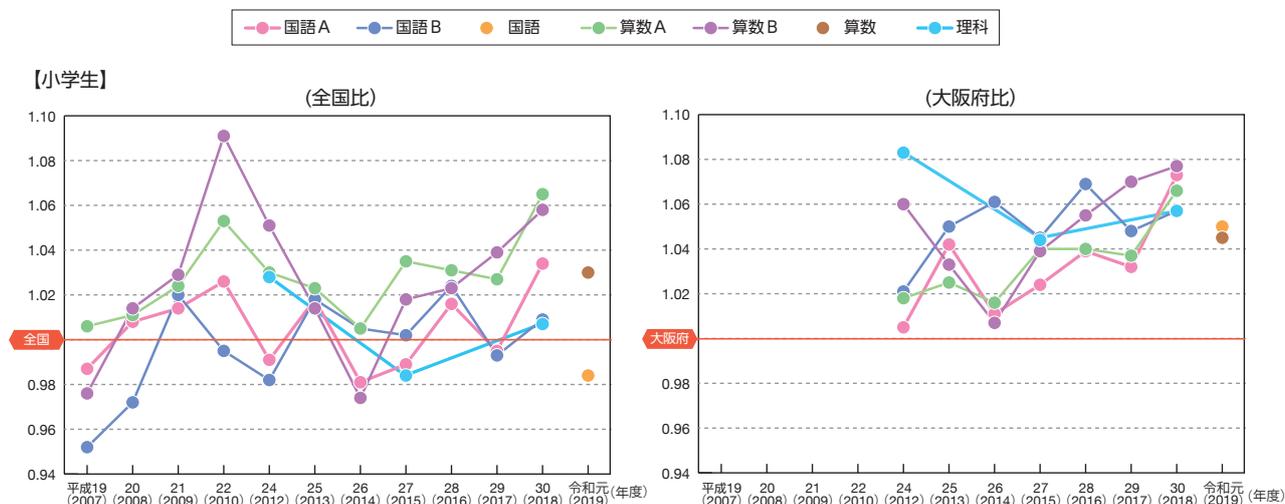
本市においても、「社会を生き抜く力」や「未来を切り拓く力」など、社会の形成に参画するた

めの力(社会参画力)を育むという理念の下、学校教育を展開してきました。

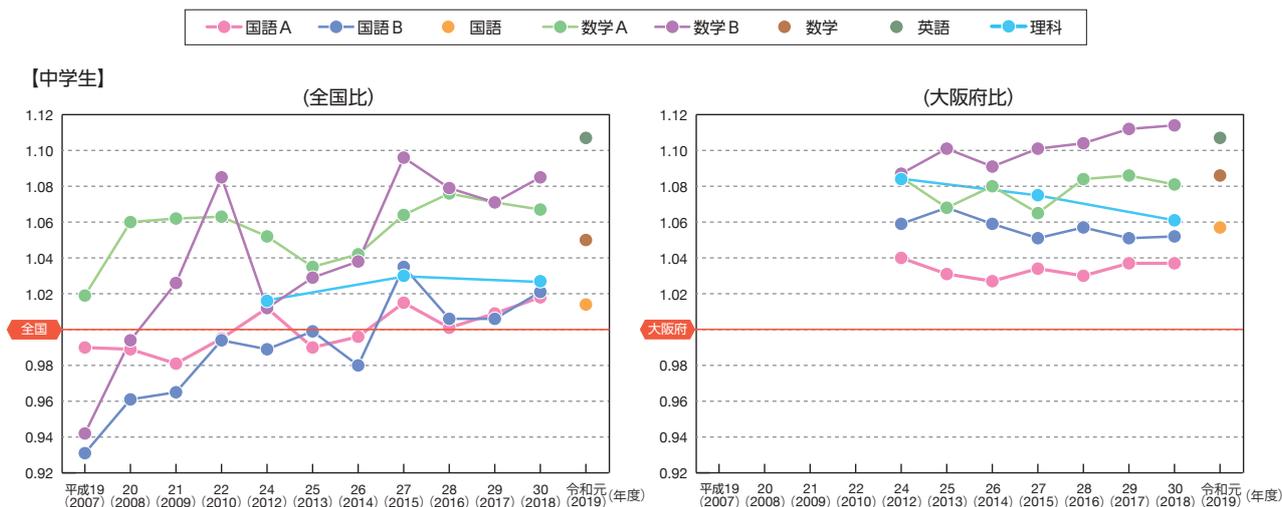
近年、子どもの学力は、国内外の学力調査の結果を踏まえ、「改善傾向にある」と分析されています。

本市における全国学力・学習状況調査<sup>65</sup>の結果は、大阪府や全国の値を上回る状況となっています。しかしながら、本市における家庭での学習時間は全国平均値を下回っており、自学自習力等を含めた学習習慣の確立が課題となっています。

高槻市における全国学力・学習状況調査結果の推移  
(全国・大阪府の平均正答率を1とした場合の本市の平均正答率の値)



<sup>65</sup> 全国学力・学習状況調査：全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析するため、小学校6年生と中学校3年生を対象に平成19年度から行われている調査。なお、平成23(2011)年は東日本大震災の影響により実施されなかった。



このような状況の中、子どもたちが学ぶ意義を見出しながら、前向きに学ぼうとするために必要なものとして、自己有用感<sup>66</sup>や意欲、忍耐力といった、いわゆる「非認知的能力<sup>67</sup>」の涵養が今後ますます重要となっており、「人の役に立ちたい」「失敗を恐れず挑戦する」といった「前向きさ」を、学校教育でいかに育むことができるか研究・実践していくことが求められます。

また、充実した生活を送るために必要な「健全な心身」を培うため、今後も引き続き、「体力向上や運動習慣の定着につながる体育活動」「生活習慣の定着を実現するための食育・健康教育」「子どもたち自身の危機回避能力育成や安全に対する意識の向上につながる安全教育」の充実を図っていく必要があります。

一方で、様々な教育課題が山積する中、市民から見た「高槻の教育」への信頼を確実に獲得できるよう、地域と連携した学校づくりを念頭に置いた、校長のマネジメント力による「効果のある学校経営」が求められており、今後も地域の特色や地域人材をいかに活用できるかが重要です。

また、近年、増加傾向にある不登校児童生徒への対応及び、人間関係が原因となって表出する問題行動等の解決については、家庭・地域・関係機関等と連携し、個々の児童生徒に応じたきめ細か

な支援や、徹底した児童生徒理解を基にした生徒指導を継続していくことが求められます。

2 小学校から中学校への進学における、新しい環境での学習や生活へ移行する段階での、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等（いわゆる中1ギャップ）の課題に対応するため、小学校から中学校への接続を円滑化する必要があります。

こうした中、小中学校がともに義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性や連続性に配慮した教育に取り組む自治体や学校が増え、各地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が深まっています。

これらを踏まえて、子どもの発達に応じた教育の充実に向けて、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の設置に関する改正学校教育法が成立しました。

本市においても、小中学校が協働し、中学校区で9年間の一貫した学習指導に取り組む連携型小中一貫教育を全校で実施しており、引き続き、小中一貫教育の更なる推進が求められています。

<sup>66</sup> 自己有用感：「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」など、自分と他者との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な感情。  
<sup>67</sup> 非認知的能力：定まった定義はないが、非認知的能力の重要性を提唱している Heckman によると、テストなどで直接測定することができるIQや学業成績以外の能力としている。

3 本市の学校施設については、昭和40年代後半から50年代にかけての人口急増期にその多くが建設されたため、近年、改築時期を迎えています。

国は、自治体が40年程度で改築している現状を改善し、中長期的な財政負担の軽減と平準化を図り、老朽化施設の再生により70～80年ほど使えるようにする長寿命化への転換を進めています。また、最近の各地の自然災害による甚大な被害や、本市における平成30（2018）年の大阪府北部地震、台風第21号の経験を踏まえ、安全対策を併せた教育環境の整備が必要とされています。

今後、厳しい財政状況の下、改善を要する学校施設の整備需要の増加が想定される中で、真に必要な性の高い施設から順次整備を行っていくことが重要です。本市においては、全体の約8割を占める建築後40年以上の施設に対し、効果的・効率的な老朽化対策が急務となっています。

児童生徒の数は、地域差はあるものの全体としては減少傾向にあることから、最も効果的な手法で、児童生徒に安全で快適な教育環境を提供していく必要があります。

## 施策の方向

### ① 校長のリーダーシップによる学校経営

児童生徒の課題を的確に捉えた上で、校長がリーダーシップを発揮しながら、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性をいかして能力を発揮するとともに、地域と連携し、児童生徒の確かな成長を実現する学校経営を行います。

### ② きめ細かな学習指導の充実

全ての児童生徒の確かな学力の育成を目指した教育活動を実施するため、教員の資質向上や働き方改革、教育環境の整備を念頭に置き、実効力のある施策を工夫・展開します。

### ③ 学びに向かう力の育成の充実

子どもの自学自習力や、学ぶ意欲・生きる力を育成するために、自己有用感や意欲、忍耐力といった、いわゆる「非認知的能力」の涵養について研究を進めます。

### ④ ICT<sup>68</sup> 機器を活用した教育の充実

これからの時代に求められるより質の高い教育を目指してICT機器を効果的に活用し、児童生徒が社会を生き抜く力を一層育む教育を推進します。

### ⑤ 生徒指導上の課題解決に向けた取組の推進

いじめ・不登校・問題行動等の生徒指導上の課題解決に向け、各学校における取組を充実します。また、家庭・地域・関係機関等との連携・協働を推進します。

<sup>68</sup> ICT：Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT（Information Technology）が同義で使われているが、ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

## ⑥ 豊かな心を育む教育の充実

子ども一人ひとりが、人としてより良く生きることの意味や自らの生き方、自分や周りの人を大事にする心情を育んでいくための道徳教育や人権教育等について、更なる研究と実践を進めます。

## ⑦ 児童生徒の体力や運動能力向上と健康の保持・増進のための取組の推進

充実した生活を送るために必要な「健全な心身」を培うため、体力向上や運動習慣の定着、健康増進につながる取組の研究と実践を進めます。

## ⑧ 実践的な安全教育の充実

子どもの安全に対する意識の向上や危機回避能力育成、学校や通学路等での安全を確保するための体制強化など、安全教育を充実させるため、保護者・地域と連携した取組を進めます。

## ⑨ 小中一貫教育の推進

中学校区における小中一貫教育を展開するとともに、教育計画を校区ごとに策定することで、校区の特色をいかし、地域に根差した教育の推進を図ります。また、小中一貫教育の効果を更に高める「施設一体型小中一貫校」の設置についても検討を行います。

## ⑩ 学校施設の改築と長寿命化の推進

本市は改築時期を迎える学校施設を多く保有しているため、老朽化対策を講じることが可能な場合は長寿命化を図って改築時期の集中を避け、改築等を計画的に行います。

### 主な本市の関連計画

教育振興基本計画

## ▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和12年度目標値
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることができる小中学生の割合	小 15.3% 中 8.5% (令和元年度)	小 20.0% 中 15.0%
人の役に立つ人間になりたいと思う小中学生の割合	小 70.2% 中 65.8% (令和元年度)	小 75.0% 中 75.0%
難しいことにも失敗を恐れなくて挑戦していると回答した小中学生の割合	小 37.3% 中 30.3% (令和元年度)	小 40.0% 中 35.0%
学力調査の全国の平均正答率との比較	小 100.7 中 103.2 (令和元年度)	小 105.0 中 106.0
体力調査 <sup>69</sup> の全国平均値との比較	小 97.8 中 96.2 (令和元年度)	小 105.0 中 105.0
不登校児童・生徒の千人率	小 6.9 中 24.0 (令和元年度)	小 4.0 中 23.2

<sup>69</sup> 体力調査：全国体力・運動能力調査。全国的な子どもの体力の状況を把握・分析するため、小学校5年生と中学校2年生を対象に平成20年度から行われている調査。

施策体系番号

3-4

## 社会教育・青少年育成の充実

## 目標(めざす姿)

市民が互いに学び、気づき、学習した成果が、人を思いやり郷土を愛する心を育み、地域課題の解決や地域の活性化へ結びつくまちを目指します。

また、次代の担い手となる青少年が、人と関わり、自ら課題を見つけ、主体的に考え取り組む力をもって、地域社会に積極的に参加・参画するまちを目指します。

## 現状・課題

近年、価値観の多様化や少子高齢化の進行、就労形態の変化、さらには情報化の進展によって、社会への帰属意識や連帯感が低下し人々のつながりが希薄化する中で、地域の絆の再構築や自助・共助の地域力の強化が強く求められており、教育の役割として、住みよい社会を形成するための社会参画力が育まれた成熟した人間につながる、社会的に自立した子どもを育てることが必要です。

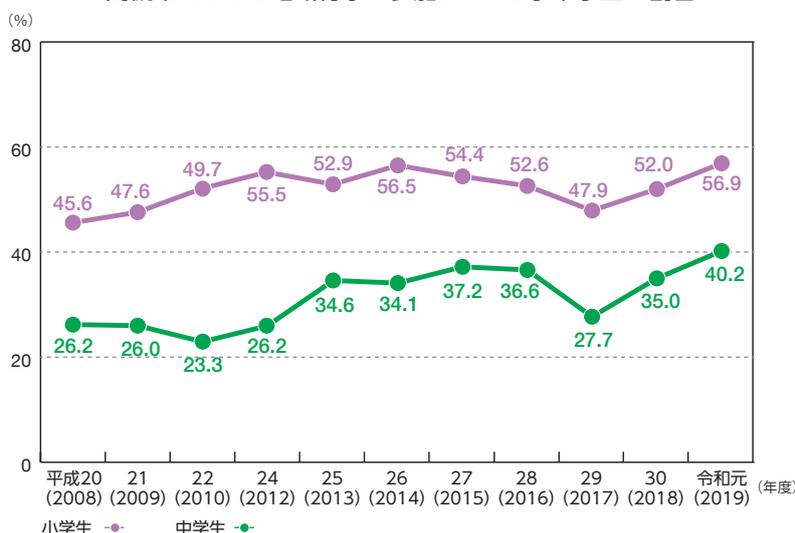
そのため、家庭や地域を構成し、自らも地域づくりの主体となる大人を育てるため、様々な課題に気づき、解決へ向けて連携・協力する市民の輪を広げていく視点をもって、以下の取組を進めてい

ます。

- (1) 子どもを見守り育む地域教育力の向上
- (2) 次代を担う青少年健全育成の推進
- (3) 豊かな人間性を育む読書活動を振興
- (4) 地域社会に開かれた公民館を拠点に市民の自主活動を育成・支援

こうした取組には、市民との協働が必要です。目的を共有し、安定性と継続性をもって人づくりと地域づくりを進めることが求められています。また社会教育施設は、こうした取組の活動拠点であり、適切に管理運営していく必要があります。

高槻市における地域行事に参加している小中学生の割合



(資料) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」を基に作成

## 施策の方向

### ① 子どもを見守り育む地域教育力の向上

- (1) 社会教育関係団体との連携の下、団体の自主的活動を支援するとともに、子育て・安全等について理解を深める各学校園 PTA 主催の家庭教育学習会を支援するなど、様々な学習機会を通じて、家庭の教育力向上を図ります。
- (2) 総合的な地域の教育力向上を図るため、学校・家庭・地域が協働する全 18 中学校区の地域教育協議会等のネットワークを活用し、子どもを育てる地域づくりを推進します。また、地域の参画を得て、異世代・異年齢との交流や多様な体験活動を通じて生きる力を育む、放課後子ども教室を推進します。

### ② 次代を担う青少年健全育成の推進

- (1) 青少年の活動・発表・活躍の場や機会を提供し、多様な体験を通して自ら考え主体的に行動する青少年を育み、社会への参加・参画を推進します。
- (2) 青少年の非行の未然防止や個別事案への適切な対応を支援するため、関係機関・団体と連携し、健全育成のための環境づくりを推進します。
- (3) 本市の豊かな自然を大切に守り育み、共生することの重要性について学ぶことができる取組を推進します。

### ③ 豊かな人間性を育む読書活動の振興

- (1) バランスのとれた選書を基本に、読書に関連する展示や講座を充実し、利用者とのコミュニケーションを大切にするとともに、ICT 機器を活用した図書館サービスを展開します。
- (2) 子どもが読書に親しむ習慣を育むため、児童書の充実や読み聞かせボランティア支援を行い、読書を通じて豊かな人間性の形成を図ります。
- (3) 市立図書館の蔵書の情報にインターネット等でアクセスできるとともに、身近な公共施設で気軽に読書を楽しめるよう取り組みます。

### ④ 地域社会に開かれた公民館を拠点とした市民の自主的活動の育成・支援

- (1) 地域の活性化に向け、市立公民館が連携して絆づくりと人材育成、多世代交流のための講座や、活動成果発表の場として公民館フェスタなどを開催します。
- (2) 市民と協力しながら、様々な現代的課題の解決や生活文化の向上に向けて、多様なニーズに応える学習や活動を支援します。
- (3) 地域の学習、福祉、防災などの拠点施設として市民がより快適に利用できるよう、施設・設備を計画的に改修していきます。
- (4) 市民に直面サービスを行っている身近な公共施設として、公民館の多角的な活用を図ります。

## 主な本市の関連計画

教育振興基本計画、青少年育成計画

### ▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
地域教育協議会による地域活性化事業の参加者数	30,835 人 (令和元年度)	32,000 人
市内の社会教育施設（文化財関係を除く）の利用者数	191.3 万人 (令和元年度)	193.2 万人
地域行事に参加している小中学生の割合	小 56.9% 中 40.2% (令和元年度)	小 60.0% 中 45.0%
市立図書館の資料貸出数	3,121,606 冊・点 (令和元年度)	3,150,000 冊・点